

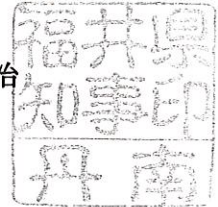
# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岐阜県本巣郡北方町高屋1141番地の2

氏 名 メスキュード中部株式会社 代表取締役 八代 昌史  
(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 杉本 達治



許可の年月日 令和 4年 1月27日  
許可の有効年月日 令和 9年 1月26日

## 1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含まない

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新設、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、がれき類 以上14書類  
(石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を除く。)(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとの積替えまたは保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げることができる高さ

なし

COPY

## 3. 許可の条件

なし

## 4. 許可の更新または変更の状況

- (1) 平成29年 1月27日 新規許可  
(2) 令和 4年 1月27日 更新許可

## 5. 積替え許可の有無

無  
市名 - 許可番号 -

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無